商品概要説明書

J A山口県

【保証会社:山口県農業信用基金協会】用

商品名	J A住宅ローン(100%応援型)	
ご利用いただける方	 ○当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が 80 歳未満の方。 ただし、最終償還時の年齢が 80 歳以上の方は、ご本人と同居、または同居予定の子供を連帯債務者とすることにより、お借入れが可能となります (「親子リレー返済」といいます。親子とも当JAの組合員の方。)。 ○前年度税込年収が 300 万円以上 (同居される配偶者の方を連帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方のどちらか一方の年収が 250 万円以上であれば、もう一方の前年度税込年収は 150 万円以上) ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 	
資金使途	 ○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。 ①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)。 ②住宅の増改築・改装・補修。 ③上記①・②の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)。 ④上記①~③に付随して発生する費用。 	
借入金額	 ○10万円以上 10,000万円以内(1万円単位)とし、所要額以内とします。 ○ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金の範囲内とします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 	

○3年以上40年以内とします。なお、アパート等に居住しながら住宅を新築する場合、入居するまで1年以内で据置期間を設ける 借入期間 ことが可能です。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 ≪当初固定金利≫ 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異な ります。 お借入時の利率は、IAの店頭およびホームページでお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は 残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終 了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 変動金利切替わり時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、 4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに 基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただき ます。 切替わり後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・ 借入利率 12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ≪当初変動金利≫ 当初お借入時に、変動金利をご選択いただきます。 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日 および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利 (住宅ローンプライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 また、随時お申出により、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の 範囲内となります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日(4月1日および10月1日)の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い ます。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。

	【長期固定金利型】 2段階固定金利(当初 10 年間、11 年目以降)の各期間の金利は当初のお借入時に決定します。 3段階固定金利(当初 3 年間、4 年目~10 年目、11 年目以降)の各期間の金利は当初のお借入時に決定します。 ○金利については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。		
返済方法	 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 ・元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(原則として専業農業者の方に限ります。)および特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。特定月増額返済方式の増額返済部分は、貸付額の50%以内とし1万円単位とします。 ・元金均等返済(毎月の返済額(元金部分)が一定となる方法)で、毎月返済方式、年2回返済方式(原則として専業農業者の方に限ります。)および特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。特定月増額返済方式の増額返済部分は、貸付額の50%以内とし1万円単位とします。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 		
担保	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)に第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準により、建物に火災共済(保険)にご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていただくことがございます。		
保証人	○当JAが指定する保証機関(山口県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。		
保証料	 ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます(別途、一律保証料 30,000 円が必要となります。)。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率: 0.12~0.30% 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(概算)保証料率: 0.15% 毎月返済方式の場合】 お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年 保証料(円) 6,989 12,962 18,034 20,277 22,157 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.12%~0.30%です。 		

	○当 J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。		
団体信用生命共済	なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高 くなります。		
		加算利率	
		なしなし	
		なし	
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 ①長期継続入院特約なし・・・年 0.30% ②長期継続入院特約付・・・・年 0.35%		
手数料	 ○ご融資の際、事務手数料 55,000 円 (消費税等含む。) が必要となります。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。 ①全額繰上返済の場合 (他行借換) …33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円 (ネットバンクによる一部繰上返済は無料) ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000 円の条件変更手数料 (消費税等含む。) が必要です。 		
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:083-976-6844)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話:083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話:082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 		

	<u> </u>
	(北九州) 電話:093-561-0360 (福 岡) 電話:092-741-3208 (久留米) 電話:0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話:03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話:03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話:03-3581-2249 【民間総合調停センター】 (大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

(2023年1月4日現在)

- (注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」、「長期固定金利型」の計4種類から選択します。 また、「固定変動選択型」における固定特約期間は、「3、5、10年」の計3種類から選択します。
 - 2 返済方法は、「元金均等返済」、「元利均等返済」の計2種類から選択します。 また、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から選択します。